

1 複合施設の管理区分

施設	旭区民センター（甲）	芸術創造館（乙）	旭図書館（丙）	旭備蓄倉庫（丁）
主管	旭区役所	経済戦略局	教育委員会事務局	危機管理室
管理者	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	アートサポート共同事業体	中央図書館	危機管理室
主な専用部分	地下1階から地上4階まで ホール、集会室など	地下1階から地上4階まで 演劇練習室、音楽練習室、駐車場など	地上1階 閲覧室、多目的室など	地下1階 備蓄倉庫
専用面積合計(㎡)	4,420.42	3,758.51	1,205.05	1,189.76
共用按分（㎡）	1,008.00	549.96	274.94	—
延床面積合計（㎡）	5,428.42	4,308.47	1,479.99	1,189.76
延床面積比	43.75%	34.73%	11.93%	9.59%
共用部分	地下1階 エントランスホール（1）、EVロビー（1）、階段（3）トレンチ、空調機械室、MDF室、電気室、ゴミ置場、再利用対象物保管庫、自家発電室、熱源機械室、受水槽ポンプ室、オイルタンク置場、廊下（1）、ガスメーター室、荷解搬入スペース（1） 1階 玄関、風除室（3）、エントランスホール（2）、階段（3）（4）、スロープ（1・2）、EV（1）（2）、EVロビー（3）、男子便所（2）、女子便所（2）、多目的便所（2）、ロッカー室、電話コーナー、情報コーナー、ろ過ポンプ室 2階 EV（1）（2）、EVロビー（7）、階段（3） 3階 EV（1）（2）、EVロビー（9）、階段（3） 4階 EV機械室（2）、設備機械室（3）、排煙機械室、階段（3）、廊下（15） 屋外 駐輪場、屋根、ピロティ、水の中庭			

2 共同管理業務の区分・範囲

業務区分・範囲	内容
防火管理（消防に関する監督官庁への届出を含む）	施設ごとに防火管理者を選任するとともに、各施設を一つの防火対象物とみなし、共同防火管理協議会を設立し、統括防火管理者を選任し、甲、乙、丙、丁が協力して防火管理を実施する。
自家用電気工作物の管理	甲、乙、丙、丁は、大阪市自家用電気工作物保安規程を遵守し、大阪市総括電気主任技術者の指揮命令に属する。
建築物環境衛生管理	複合施設を一つの建築物とみなし、甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
簡易専用水道の管理	甲、乙、丙が協力して実施する。
建物管理に関する法的義務	建物台帳の管理（図面・建築確認通知等各種届出）など、甲、乙、丙、丁が協力して行う。
危険物取扱者	危険物取扱者を設置し、甲、乙、丙、丁が協力して危険物取扱業務を実施する。
共用部分（躯体、外壁、屋上及び電気・給排水等の建築設備）に係る補修工事等の実施及び経費分担	実施方法については甲、乙、丙、丁が協議のうえ決定し、経費については甲、乙、丙、丁の主管する4施設の延床面積比を基本として分担する。
その他 建物に係る監督官庁への届出	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
建物・設備に関する法定点検、保守作業（電気・消防）	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
共用部分（躯体、外壁、屋上及び電気・給排水等の建築設備）に係る補修工事等の実施及び経費分担	実施方法については甲、乙、丙、丁が協議のうえ決定し、経費については甲、乙、丙、丁の主管する4施設の延床面積比を基本として分担する。
空調施設保守点検	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
中央監視装置保守点検	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
エレベータ保守点検	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
自動扉保守点検	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
警備業務	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
清掃業務	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
塵芥搬出	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
貯水槽清掃・水質検査	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
噴水施設保守点検	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
シャッター保守点検	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。
光熱水費	甲、乙、丙、丁が協力して実施する。